

令和 7 年 4 月 25 日

担当部局	岡山県備前県民局 地域政策部環境課
担 当 者	野崎、平岡
連 絡 先	086-233-9805(直通)

お 知 ら せ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 岡山県岡山市中区清水二丁目 8 番 50 号
- (2) 名 称 株式会社フクトヨ 代表取締役 きんじょう 金城 たつひろ 達博

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和 7 年 4 月 23 日

4 処分理由

被処分者は、令和 7 年 3 月 26 日、岡山地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ロに該当した。

このことにより、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第 03300205348 号）

- (1) 許可年月日 令和 6 年 2 月 6 日
- (2) 許可の有効年月日 令和 11 年 1 月 14 日
- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上 8 種類